

専任の宅地建物取引士の常勤性・専任性の確認方法について

大阪府では、専任の宅地建物取引士の常勤性・専任性を確認するため、申請にあたり、次の添付書類の提出が必要です（大阪府宅地建物取引業法施行細則第2条第2項）。

1. 専任の宅地建物取引士が個人事業主である場合

- (1) 国民健康保険証（コピー）

2. 専任の宅地建物取引士が個人事業主以外である場合

次の（1）または（2）のいずれか1組

- (1) 社会保険被保険者証（コピー） + 社会保険被保険者標準報酬決定通知書（原本提示）、
（今回、社会保険に加入された場合は、資格取得届のコピーを添付）
- (2) ○○年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更届通知書
（特別徴収義務者（会社）用）（原本提示）
+ ○○年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更届通知書
（納税義務者（個人）用）（原本提示）

※今回、特別徴収への切替えの依頼書を市町村に提出した場合は、その依頼書の控えを原本提示

3. その他の留意事項

- ・ 他法人から出向している場合は、上記に加え出向証明書（原本添付）または出向辞令（原本提示+コピーの提出）が必要です。